

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 公 告

ページ

- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局指導部宅地指導課】2
- 大規模小売店舗の変更事項の届出(2件)【産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課】3

### ◇ 訂 正

- 第3887号の訂正【建築都市局計画部都市計画課】7

北九州市公告第91号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

平成29年2月8日

北九州市長 北橋健治

開発区域に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市小倉南区大字貫1830番1及び1830番2	北九州市小倉南区吉田にれの木坂一丁目18番3号 大木孝夫

北九州市公告第 9 3 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成 2 9 年 2 月 8 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ小倉愛宕店  
北九州市小倉北区愛宕一丁目 5 番 6 5 号

2 大規模小売店舗を設置する者

西部ガス興商株式会社  
福岡市博多区千代一丁目 1 7 番 1 号  
代表取締役 柘植明善

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

西部ガス興商株式会社  
福岡市博多区千代一丁目 1 7 番 1 号  
代表取締役 前川道隆

(2) 変更後

西部ガス興商株式会社  
福岡市博多区千代一丁目 1 7 番 1 号  
代表取締役 柘植明善

4 変更の年月日

平成 2 8 年 4 月 1 日

5 変更する理由

代表者変更のため

6 届出年月日

平成 2 9 年 1 月 3 1 日

7 縦覧場所

- (1) 北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課
- (2) 北九州市小倉北区大手町1番1号  
北九州市小倉北区役所総務企画課

## 8 縦覧期間

平成29年2月8日から同年6月8日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

## 9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成29年6月8日までに北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第94号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成29年2月8日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンリブ西小倉

北九州市小倉北区堅町二丁目2174番1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

西部ガス興商株式会社

福岡市博多区千代一丁目17番1号

代表取締役 柘植明善

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

西部ガス興商株式会社

福岡市博多区千代一丁目17番1号

代表取締役 前川道隆

イ 変更後

西部ガス興商株式会社

福岡市博多区千代一丁目17番1号

代表取締役 柘植明善

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

株式会社エルディ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 吉岡 巧

ほか7者

イ 変更後

株式会社エルディ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 成田正彦

ほか7者

4 変更の年月日

3 (1) 平成28年4月1日

3 (2) 平成27年5月26日

5 変更する理由

(1) 店舗設置者の代表者変更のため

(2) 小売業者を行う者の代表者変更のため

6 届出年月日

平成29年1月31日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課

(2) 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市小倉北区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成29年2月8日から同年6月8日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成29年6月8日までに北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

正誤表

年	号	頁	訂正箇所	正	誤
平成 29 年	第3887号	11	上から5 、6及び 7行目	「都市計画道路 8・7・19号 歩行者専用道路 16号線に接続 する渡り廊下そ の他これに類す る建築物に係る 」を「北九州広 域都市計画道路 8・7・44－ 19号歩行者専 用道路16号線 （以下「歩行者 専用道路16号 線」という。） に接続する渡り 廊下その他これ に類する建築物 の」に、「都市 計画道路8・7 ・19号歩行者 専用道路16号 線に接続する渡 り廊下その他こ れに類する建築 物の」を「歩 行者専用道路16 号線に接続する 渡り廊下その他 これに類する建 築物の」に改め	「都市計画道 路8・7・1 9号歩行者専 用道路16号 線」を「北九 州広域都市計 画道路8・7 ・44－19 号歩行者専用 道路16号線 」に改め